

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町 1-2-5 ERVIC 人形町 4階 TEL: 03-5847-1192

南の方には春の便りが届き始め、北の方では根雪の下で地面の土が身を固くしていることでしょう。けれど春が近づけば凍てついた土も溶け、地面はぬかるみます。こうした春のぬかるみを「春泥（しゅんでい）」といいます。春泥の道は歩き辛くともその先には春が待っています。しっかり足元を見て共に進みましょう。

お役立ち情報

【令和6年度税制改正大綱のポイント～定額減税って何？～】

令和6年度の税制改正大綱をもとに内容が決定され、改正法案が成立すれば早速今年から導入される予定の「定額減税」。源泉徴収事務を担当していらっしゃる方にとっては特に、実務への影響が大きい制度です。では、その減税の対象者や実施方法などはどのように定められているか、ポイントを解説していきます。

■概要

所得税の納税者である居住者^{※1}で、合計所得金額が1,805万円以下（給与収入のみの方の場合、収入金額2,000万円以下^{※2}）の人について、令和6年分の所得税額から次の2つの合計金額を控除することができます。

①本人のみの場合 ⇒ **所得税3万円、住民税1万円**

②同一生計配偶者^{※3}及び扶養親族^{※4}がいる場合 ⇒ **1人につき所得税3万円、住民税1万円**

※1 国内に住所を有する個人、または現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人。

※2 子ども・特別障がい者等を有するなどの理由から所得金額調整控除の適用を受ける方については、2,015万円以下。

※3 本人と生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）のうち、合計所得金額が48万円以下の方。

※4 所得税法上の扶養親族の他に、16歳未満の扶養親族も含めます。

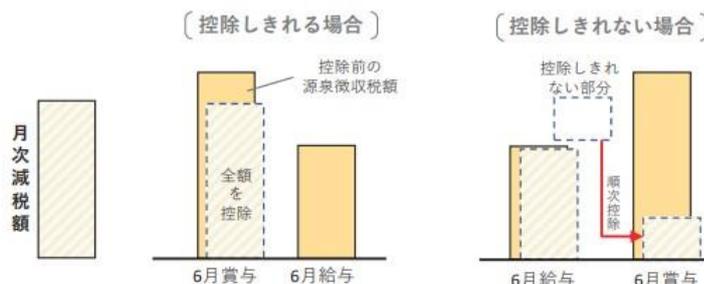
■給与所得者に対する定額減税

ここからは、給与の支払いを受ける人に関する減税方法に焦点を当てていきます。

給与所得者における定額減税は、扶養控除等申告書を提出している給与所得者（甲欄適用者）に対して、給与（賞与を含む）を支払う際に源泉徴収税額から定額減税額を控除する方法で行います。つまり、会社に勤める従業員の方については、給与を支払う段階で会社側が減税処理を実施しなければならないのです。

毎月の減税を開始するのは令和6年6月1日以後に支払われる給与からで、以下のような処理をします。

※住民税額については支払先の自治体にて調整するため、会社内部での計算は不要



『令和6年分所得税の定額減税のしかた』より

1人につき減税できる総額は決まっているため、6月分で引ききれなかった場合は翌月分から本来の金額で源泉徴収を再開。引ききれない金額が残る場合には、控除できる金額が0円になるまで翌月分以降も同じ処理を続けます。扶養控除などとは要件が異なりますので、計算の基礎となる減税額の算定には十分に注意しましょう。（別紙へ）

来月の税務カレンダー【4月】

4月10日

- ★3月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

4月15日

- ★給与支払報告に係る給与所得者異動届出期限
※4月1日現在で給与の支払を受けなくなった者がある時は
4月15日までに関係の市町村長にへの届出が必要

4月30日

- ★公共法人等の道府県民税及び市町村民税均等割の申告期限
- ★2月決算法人の確定申告期限(法人税、消費税、地方消費税、法人事業税、法人事業所税、法人住民税)
- ★2, 5, 8, 11月決算法人の3月毎の期間短縮に係る消費税確定申告
- ★8月決算法人の中間申告(半期分)
- ★消費税年税額が400万円越えの5, 8, 11月決算法人及び個人事業主の3月毎の消費税中間申告
- ★消費税年税額が4, 800万円超の1, 2月決算法人を除く法人及び個人事業主の1月毎の消費税中間申告

市区町村により期限が異なるもの

- ★軽自動車税(種別割)の納付
- ★固定資産税(都市計画税)第1期分の納付

先人の言葉

幸せだけの人生などない

ウィズの本棚

【日本製鉄の転生 巨艦はいかに甦ったか】



過去最大の最終赤字 4300 億円を計上した年から約 5 年、瞬く間に復活し戦線を拡大する日本製鉄。その裏には、血のにじむような構造改革とやるべきことを最短距離で実行する企業風土への変容があった。「動きが重い」と言われてきたかつての姿は、もうそこにはない。重厚長大産業の中でも、代表格である日本製鉄の「転生」を描いたノンフィクションが誕生。

【出版：日経 BP 著：上阪 欣史】

作家であり作詞家でもある伊集院静の言葉。同じく作家である曾野綾子の言葉には「幸福を感じる力は不幸の中でしか養われない」というものがあります。不幸だけの人生もないのです。

【ご注意ください】税務関連の詐欺、フィッシングメールが急増しています

PICK UP!

国税庁をかたるショートメッセージ・メールから「延滞金がある」「財産を差し押さえる」という内容で国税庁のサイトになりすました偽サイトへ誘導する事例が多発しています。国税庁をかたるショートメッセージ・メールを受信した場合には、アクセスすると被害を受けるおそれがありますので、アクセスしないようご注意ください。

トレンドを斬る！

【コンビニ・バー】

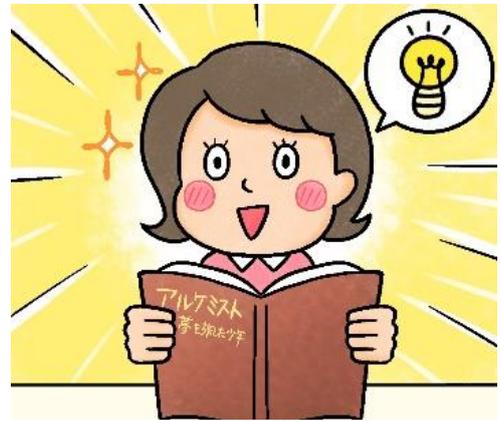
コンビニ店内のバー「お酒の美術館」の出店が増えています。10席ほどの規模ながら、世界中のブランデーやウイスキーが並ぶ品ぞろえは本格的。チャージは無料で、コンビニで購入したつまみは持ち込みがOK。チキン専用のハイボールを仕事帰りの会社員が気軽に楽しんでいます。無機質なコンビニがバー文化の場づくりに貢献しています。



商売のヒント

今月の商売のヒント：【未来の前兆は今にある】

「兆」を含んだ漢字の「挑」と「逃」がインターネットで話題になっているようです。「兆」を前にしたとき「挑む」か「逃げる」か。ダジャレのような言葉遊びですが、これを読んだとき、パウロ・コエーリョの『アルケミスト 夢を旅した少年』という小説を思い出しました。羊飼いの少年が「前兆」に従って自分の夢を追いかけていく冒険を描いた世界的なベストセラーです。著者のパウロ・コエーリョは「未来の前兆は、今にある」と言っています。つまり未来に起こることは必ず今に兆しがあり、今に集中することで私たちは、未来の変化に対応できるようになるということです。私たちは未来に不安を覚えたり恐れたりしがちですが、未来は「今」の延長線上にしかありません。



言い換えれば、今の決断や行動が自分の未来を作っているわけです。「兆」を前にしたとき「挑む」か「逃げる」か。夢があれば挑み続けようという考え方は正論ですが「挑む」は少し重い気がするので「挑む」を「行動」に変えて考えてみましょう。



成し遂げたいことがあれば、小さなことでもいいからとにかく行動する。後回しにしたり失敗を恐れて何もしなかったりすると、貴重な「今」を失ってしまう。それは自分の未来を無駄にしているのと同じこと。だから自分が良いと思ったら、とにかく何でもやってみる。人生がうまくいっている人は、体験や出会いがチャンスを運んでくることを知っているので行動を惜しまないのでしょうか。何が起こっても不思議ではない世の中です。今に集中して、兆しを見逃さず、次の行動を起こす。そこには未来へのヒントやチャンスがきっとあるはずですよ。

メンバー後記

今年も確定申告が無事終了しました。

「税金をあまり払いたくない」多くの事業主がそう思っていると思います。そのため年の途中迄は利益の増加を喜んでいたのに、申告が近づくと利益を減らすことを考えてしまいます。利益を減らすには経費を増やさないとはいけませんが、多くはお金の流出を伴います。これは業績悪化と同じことです。税金減少で得した気分が商売の落とし穴かもしれませんね。



(田島 年男)

先日応援しているプロバスケットチームの試合観戦に行きました。アウェイ戦でしたが選手を間近で見ることができ迫力満点！リーグに参加するためにはライセンス基準というものがありその一つに財務基準があります。例えば債務超過や3期連続赤字は基準を満たさないそうです。戦績だけでは土俵に上がらせてもらえない大変な世界ですね。



(橋本 秀明)

3月に入りまして令和5年分の所得税確定申告書、無事に完了しました。10月にインボイス登録された方に関しては、新たに消費税の申告納税が必要となりました。

前年までは必要のなかった税金の納税が発生しています。納税は国民の義務ですが、最近の国会答弁等を聞いていますといろいろと思うところがありますね。確定申告は終わりましたが、気を抜かず事務所全員で頑張っていきたいと思います。



(村場 晋)

今年の確定申告では、所得税はふるさと納税や確定拠出年金(iDeCo)等の利用で還付になる方がいる一方、インボイスの導入で今年から消費税の申告納税が必要な方が増加しました。確定申告は終わりましたが、体調管理をしっかりしながらこの後の決算申告にも臨みたいと思います。朝晩だけでなく日中も寒暖差の激しい日が続いています。くれぐれも御身体ご自愛ください。



(鈴木 正義)

確定申告の期間は少しでもお客様のお役に立てるようにと心がけていた毎日でした。

花粉症になってしまったようで、目が自分のものではないような気持ちです。まだまだ寒さはありますが、春の空へと変わりつつあるこの頃です。季節が変わろうとしている時期は体調を崩しやすいので、ご自愛くださいませ。



(小松 加奈)

確定申告を作成して思うことは、特例を受けるための手続等が年々複雑になってきているのではないかと感じてしまいます。その分システムが、発展しているとは思いますが、中には不安がある方もいらっしゃるのではないのでしょうか。今後も皆様が納得したうえで納税ができるよう、コミュニケーションを大事していきたいと思います。



(玉井 佳善子)

早いことでもう3月。夏日のように暖かくなったと思ったら真冬並みの寒さに戻ったりと変な気候が続きますね。寒さからか無性に焼き芋が食べたくなり、最近連日のようにスーパーの焼き芋コーナーに足を運んでおります。確定申告は終了しましたが、これからも体調に気を付けて決算申告を頑張っていきたいと思います。皆様も体調崩されぬようご自愛ください。



(青木 さおり)

千葉県流山市が、市内で働く保育士に向け手厚い手当を出しているそうです。金額は何と43,000円。家賃補助もある(最大67,000円)とのことでした。市内の保育園の数はコンビニよりも多いため、保育園難民となった子育て世帯が集まり人口増を実現させたようです。皆様もお住いの地域の制度で適用できるものがあるか定期的に確認してみたいでしょうか。



(栗田 奈美)

最近少しずつ、災害時のための備蓄を進めています。食料や携帯トイレなどは最低限揃えましたが、ラジオや電池など細かい消耗品はまだ買えていません。この数年は引越などが続き有事への備えが疎かになっておりましたが、家族のためにもきちんと取り組んでいきたいです。皆さまも、今一度会社やご自宅の状況を見直してみたいでしょうか。



(佐藤 基頌)

ここ数か月で休日サイクリングにはまっています。自宅から荒川の河川敷が近くにあるため、その土手沿いを2、3時間クロスバイクをこぎ続け、気がついたら違う県にいることもざらにあります。この趣味によって仕事に集中できていると思っています。なにも考えずに自転車を漕ぐのは脳がリセットされるため、いい気分転換になるのではないのでしょうか。



(岡田 力哉)